

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が中小企業向け国際財務報告基準に関する 情報提供の要請を公表

目次

- ・ 背景
- ・ 情報提供の要請のパート A
- ・ 情報提供の要請のパート B
- ・ 次のステップ

要点

- ・ 情報提供の要請(Request for Information)は、中小企業向け国際財務報告基準(以下、「IFRS for SMEs」)の IASB による最初の包括的なレビューにおける最初のステップである。
- ・ IASB は、「IFRS for SMEs」の経験に関する回答者からの一般的なフィードバックとともに、「IFRS for SMEs」の特定の章に関するコメントを求めている。
- ・ 本情報提供の要請は、いかなる予備的な見解も含んでいない。
- ・ 協議期間は、2012 年 11 月 30 日で終了する。

背景

2012 年 6 月 26 日に、国際会計基準審議会(以下、「IASB」)は、「IFRS for SMEs」(中小企業向け国際財務報告基準)の初めての包括的なレビューの最初のステップとして、「情報提供の要請『IFRS for SMEs』の包括的なレビュー』(以下、「RFI」)を公表した。IASB は、企業の「IFRS for SMEs」の導入経験を評価するため、企業による「IFRS for SMEs」の適用、使用またはそうでなければ関心についての見解を求めるため、そして、受け取ったフィードバックの結果として既存のガイダンスを修正する必要があるかどうかを検討するために、IASB の中小企業適用グループ(SMEIG)との緊密な協議のもとで RFI を開発した。IASB は、おおよそ 3 年に 1 度「IFRS for SMEs」に対する修正を検討することを見込んでいる。

RFI は、IASB または SMEIG の予備的な見解は含まず、以下の 2 つのパートに整理される。パート A は、「IFRS for SMEs」の特定の章についての特定の質問から構成され、他方パート B は、「IFRS for SMEs」に関する一般的な質問から構成される。

見解

IASB が「IFRS for SMEs」の包括的なレビューに着手することは、必ずしも「IFRS for MEs」に対する重要な変更となるわけではないであろう。「IFRS for SMEs」は、より小規模な企業が使用するために、完全版(Full) IFRSs を簡素化するために開発された。IASB は、「IFRS for SMEs」の公表以降に公表された完全版 IFRSs のすべての変更が、IFRS for SMEs に対する変更を必要とするものではないと予想している。代わりに、IASB は、中小企業(SMEs) の能力との関連で IFRS for SMEs に対する見込まれる変更のメリット、および財務諸表の使用者のニーズを検討する。

情報提供の要請のパート A

RFI のパート A は、関係者によりこれまで提起された以下の質問を取り扱っている。

- ・「IFRS for SMEs」の現在の範囲は適切であるか。
- ・「IFRS for SMEs」が 2009 年 7 月に公表された後に公表されている新たな、および改訂された完全版 IFRSs の修正された要求事項の結果として、「IFRS for SMEs」の変更が必要であるか。
- ・「IFRS for SMEs」の特定の要求事項に対する変更は、SME 財務諸表の利用者のニーズ、SMEs の特定の状況および費用対効果の検討に基づく必要があるか。
- ・現在 RFI の対象とはなっていないが「IFRS for SMEs」で取り扱うべきである追加的な項目または論点があるか。

情報提供の要請のパート B

RFI のパート B は、回答者の「IFRS for SMEs」の経験およびそれを現在支持する一連の情報に関して、以下の一般的な質問を取り扱っている。

- ・「IFRS for SMEs」が完全版 IFRSs の既存の文言に基づく場合には、完全版 IFRSs の軽微な改善は、「IFRS for SMEs」の将来に向かっての改訂をすべきか。
- ・SMEIG は、「IFRS for SMEs」の利用を支援することを意図する質問と回答(Q&A)のガイダンスを引き続き開発するべきか。そうであるならば、Q&A ガイダンスはどのように「IFRS for SMEs」に組み込まれるべきか。
- ・IFRS 財団による「IFRS for SMEs」の教材は十分かつ適切か。
- ・IASB により検討されるべきである追加的な論点は、「IFRS for SMEs」に関連しているか。

次のステップ

協議期間は 2012 年 11 月 30 日で終了する。IASB は、2013 年の下半期と 2014 年上半期のいずれかにおいて、2015 年の発効日をターゲットとする、「IFRS for SMEs」に対する最終的な改訂を公表する予定である。「IFRS for SMEs」に対する改訂は、公開草案を条件とするものである。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。